

## 市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### I 制定趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内経済等への影響を鑑み、特別職の給料の額を一定の期間減額するもの

【減額率】・市長 100分の30  
・副市長 100分の20  
・教育長 100分の15

### II 条例の主な改正内容

#### 1 第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

##### (1) 附則第11項の追加

給料月額について6月1日から8月19日までの間の減額措置を規定。なお、給料の額の減額に伴い6月分の期末手当についても、減額する。

単位：円

	減額前（本則）		減額後（制定附則）	
	給料額		給料額	
	6月及び7月	8月（1～19日）	6月及び7月	8月（1～19日）
市長	911,000	563,952	637,700	394,766
副市長	776,000	480,380	620,800	384,304

給料の額を基礎とすることから、6月分の期末手当も市長は100分の30、副市長は100分の20減額する。

##### (2) 附則第12項の追加

副市長の8月分の給料の額の日割り計算について規定

##### (3) 附則第13項の追加

減額計算及び日割り計算時の端数処理について規定

#### 2 第2条関係（富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

##### (1) 附則第10項の追加

第1条関係と同様に、給料月額について6月1日から8月19日までの間の減額措置を規定。なお、給料の額の減額に伴い6月分の期末手当についても、減額する。

単位：円

	減額前（本則）		減額後（制定附則）	
	給料額		給料額	
	6月及び7月	8月（1～19日）	6月及び7月	8月（1～19日）
教育長	720,000	445,714	612,000	378,857

給料の額を基礎とすることから、6月分の期末手当も100分の15減額する。

##### (2) 附則第11項

教育長の8月分の給料の額の日割り計算について規定

##### (3) 附則第12項

減額計算及び日割り計算時の端数処理について規定

#### 3 市長等の給料、期末手当及び共済費の影響額の合計 △ 2,807千円 (内訳 給料 △1,404千円 期末手当 △1,272千円 共済費 △131千円)

### III 施行日関係

令和2年6月1日から施行

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）新旧対照表

第1条関係 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>11 <u>市長等の給料の額は、令和2年6月1日から同年8月19日までの間、第3条各号の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあつては同条第2号に定める額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	(新設)
<p>12 <u>令和2年8月分の副市長の給料の額については、第4条第3項に規定する日割りの計算によるもののほか、当該月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、前項に規定する給料の額が適用される期間及び当該期間以外の給料の額が適用される期間の日数に応じて、それぞれ日割りによつて計算し、合算した額とする。</u></p>	(新設)
<p>13 <u>前2項の規定により給料の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	(新設)

第2条関係 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>10 <u>教育長の給料の額は、令和2年6月1日から同年8月19日までの間、第3条の規程にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	(新設)
<p>11 <u>令和2年8月分の教育長の給料の額については、第4条第3項に規定する日割りの計算によるもののほか、当該月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、前項に規定する給料の額が適用される期間及び当該期間以外の給料の額が適用される期間の日数に応じて、それぞれ日割りによつて計算し、合算した額とする。</u></p>	(新設)
<p>12 <u>前2項の規定により給料の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	(新設)